

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 13 日

各道府県市町村税担当課 御中  
東京都市町村税・固定資産税担当課 御中

総務省自治税務局固定資産税課

氏名、住所等のみでは空家等の所有者を特定できない場合における  
固定資産課税台帳に関する情報の取扱い等について

「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）第 10 条第 1 項に基づき、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する空家等（空家法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の所有者の生年月日及び性別の情報について、空家法の施行のために必要な限度において、内部利用することが可能であることを、地方団体に対して令和 7 年度中に通知することとされました。

空家等の所有者に関する情報の内部利用等については、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成 27 年 2 月 26 日付総税固第 15 号）において通知しているところですが、氏名、住所及び電話番号のみでは空家等の所有者を特定できない場合において、当該者の生年月日及び性別の情報を、地方団体の税務部局が、空家法の施行のために必要な限度において、市町村（特別区を含む。）の空家等に関する施策を担当している部局（以下「空家等施策担当部局」という。）が空家法に基づく措置を講ずる目的のために提供したとしても、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務に抵触しないものと解されるところです。

空家等の所有者に関する情報の内部利用の取扱いについては、国土交通省住宅局住宅総合整備課及び総務省地域力創造グループ地域振興室から各都道府県、政令市の空家等施策担当部局に対して別添のとおり通知されています。今後、空家等施策担当部局より、氏名、住所及び電話番号のみでは所有者を特定できない場合において、固定資産税の納税義務者の生年月日及び性別の情報について提供の依頼がなされることがあると考えられますが、各地方団体の税務部局におかれましては、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 13 日

各都道府県・政令市 空き家対策担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

総務省地域力創造グループ地域振興室

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する  
情報に係る内部利用等について（情報提供）

令和 7 年の地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に基づき、当該所有者等の把握に関し必要な情報として、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する空家等の所有者の生年月日及び性別の情報について、法の施行のために必要な限度において、内部利用することが可能であることを、地方公共団体に令和 7 年度中に通知することとされました。これを受け、下記のとおりお知らせいたします。都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（特別区を含み、政令市を除く。）に対して、この旨周知願います。

なお、本事務連絡は総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

## 記

「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成 27 年 2 月 26 日付国住備第 943 号・総行地第 25 号）の「1 内部で利用することが可能な情報について」において、「市町村長は、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、市町村の税務部局が地方税に関する調査等に関する事務に関して知り得た情報（具体的には、空家等の所有者（納税義務者）又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。）のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって法第 2 条第 1 項に規定する空家等（以下「空家等」という。）の所有者に関する氏名その他の法の施行のために必要な限度の情報のうち不動産登記簿情報等として一般に公開されていないものについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務に抵触することなく、法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能である」とされている。

氏名、住所及び電話番号のみでは空家等の所有者が特定できない場合において、固定資産税の納税義務者の生年月日及び性別の情報を内部利用することは、法の施行のために必要な限度であると解される。

以上